

法人 春日部

第 93 号

(平成12年 6 月号)



社団法人 春日部法人会

春日部市大字樋堀 369-4 春日部市商工会館内
T E L 048(761)3551 F A X 048(752)8244



春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」 写真提供 春日部市 広報広聴課

みんなで回覧しましょう。

〔わが町〕

春日部市

「ハーモニー春日部」

所在地 〒344-0063

春日部市緑町3-3-17 ☎731-3333

春日部市男女共同参画推進センター「ハーモニー春日部」は、男女が自立したパートナーとして責任を分かち合いながら、あらゆる分野に参画する機会を確保し、一人ひとりが真に豊かな生活を享受できる「男女共同参画社会」実現を目指す拠点施設として平成11年12月4日にオープンしました。

春日部市 自治振興課



税 務 署 だ よ り

平成12年度・税制改正（法人税関係）の概要

平成12年度の主な税制改正（法人税関係）は次のとおりです。なお、改正点等についてより詳しくお知りになりたい方は、お気軽に最寄りの税務署又は税務相談室へお尋ねください。

1 減価償却制度に関する改正

① 減価償却資産の範囲と耐用年数の整備

平成12年4月1日以後に取得をするソフトウェアについては、無形固定資産とされ、耐用年数が次のとおり定められました。

イ 別表第三・無形減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
ソフトウェア	複写して販売するための原本	3年
	その他のもの	5年

ロ 別表第八・開発研究用減価償却資産の耐用年数表

種 類	細 目	耐用年数
ソフトウェア		3年

② 特定情報通信機器の即時償却制度（いわゆるパソコン減税）の適用期限延長

青色申告書を提出する法人が、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に100万円未満の特定情報通信機器（電子計算機、デジタル複写機など8種類の器具及び備品で一定の機能を有するものに限ります。）の取得等し、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除きます。）に供した場合に、取得価格の全額の損金算入が認められる特別償却制度（措法45の3①）の適用が平成13年3月31日まで1年間延長されました。

2 引当金に関する改正

○ 中小企業等の貸倒引当金の特例制度の整備

公益法人等又は協同組合等を除き、中小企業の貸倒引当金の一括評価に係る繰入限度額を16%増しとする措置（措法57の9②）が廃止されました。なお、中小企業の貸倒引当金の繰入限度額の計算を法定繰入率によることを認める措置については引き続き適用があります。

この改正後の規定は、平成12年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されます。

3 税額計算に関する改正

○ 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度の創設

内国法人である同族会社（非同族の同族会社は除きます。以下同じです。）の各事業年度の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族会社に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、通常の場合の法人税の額に、その超える部分の留保金額に対して10%から20%の割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とされています（法67①）。

今回の改正で、青色申告書を提出する同族会社で次に掲げるもののそれぞれの事業年度については、適用されないこととなりました（措法68の3の2①）。

なお、この制度の適用を受けるためには、確定申告書に所定の書類を添付することが必要となります（措法68の3の2②）。

(1) 新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者に該当する同族会社

その同族会社の設立の日として政令で定める日（以下「設立の日」といいます。）を含む事業年度からその設立の日以後10年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度

注1) 新事業創出促進法に規定する中小企業者とは、業種区分に応じ次のいずれかに該当する者をいいます（新事業創出促進法2③、新事業創出促進法施行令1①）。

業 種 区 分	資本金額等	従業員の数
(1) 製造業、建設業、運輸業、その他の業種（(2)から(7)までに掲げる業種を除きます。）	3億円以下	300人以下
(2) 卸売業	1億円以下	100人以下
(3) サービス業（(6)及び(7)に掲げる業種を除きます。）	5千万円以下	100人以下
(4) 小売業	5千万円以下	50人以下
(5) ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
(6) ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
(7) 旅館業	5千万円以下	200人以下
(8) 企業組合、協業組合、事業協同組合等	—	—

注2) 『政令で定める日』は、原則としてその同族会社の設立の日ですが、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が他の同族会社により所有されている同族会社の場合には、当該『他の同族会社の設立の日』となるなど、特別な場合があります。

(2) 新事業創出促進法第11条の3第2項に規定する認定事業者に該当する同族会社

事業年度終了の時において認定計画に従って新事業分野開拓のための事業を実施している場合におけるその事業年度

ただし、認定事業者に該当する同族会社の株式が上場等をされた日を含む事業年度以後の各事業年度については適用がありません（措法39の35の2②）。

※ 適用関係

上記(1)の規定は、平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間に開始する事業年度分の法人税について適用され（措法68の3の2①一）、(2)の規定については、平成12年4月1日以後に終了する事業年度（平成14年3月31日までに開始する事業年度に限り）分の法人税について適用されず（改正措法附則18）。

4 その他の改正

○ 有価証券の期末評価方法の整備

法人が事業年度終了の時に有する有価証券は、「売買目的有価証券」にあつては『時価法』、「売買目的外有価証券」（売買目的有価証券以外の有価証券をいいます。）にあつては『原価法』により評価した金額をもって、事業年度終了の時における評価額とすることになりました（法61の3①一・法61の3①二・法令119の13）。

また、上場有価証券（企業支配株式を除きます。）の評価については、これまで低価法による評価も認められていました（旧法令34①一ロ）が、この低価法による評価が廃止されました。

なお、改正事業年度の直前の事業年度において計上した低価法による評価損の金額については、取戻益を計上しないこととされています（改正法令附則7）。

※ 適用関係

上記の規定は、平成12年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、改正前の規定が適用されず（改正法附則2）。

第17回 定期総会

平成12年5月30日(火) 午後2時～
於 春日部市民文化会館 大会議室

第一部講演

テーマ

「内外情勢の展望とこれからの日本」

日本大学教授

元TBSニュースキャスター 新堀 俊明氏



会場内は超満員となり、政治・経済・国際情勢等多岐に亘る内容に一つ一つうなづき熱心に聴講していた。

第二部総会

村田副会長の開会により、春日部税務署長他、多数の友誼団体よりのご来賓をお迎えして行なわれた。

定足数の確認後、松永会長の挨拶、議長就任と続き、下記議案が審議され、全議案とも可決された。

第1号議案 平成11年度事業報告

及び決算承認に関する件
会計監査報告

第2号議案 平成12年度事業計画(案)

及び収支予算(案)承認に関する件

第3号議案 役員一部変更に関する件

第3号議案では、宮代支部坂巻庄治氏〔(有)坂巻材木店〕が追加選任された。

その後(社)春日部法人会会長表彰及び感謝状贈呈・退任役員感謝状贈呈と続き、ご来賓の瀧春日部税務署署長、根岸春日部県税事務所所長、平田春日部市助役の方々よりご祝辞を頂いた。最後に野原副会長の閉会のことばにより総会は無事終了した。



議長 松永会長



瀧春日部税務署署長あいさつ



来賓の皆様

表彰受表彰者名簿

関東信越国税局長納税表彰

(平成11年10月29日受彰)

前田 新次 様 前田 食品(幸手)

財団法人全国法人会総連合功労者表彰状

尾堤 英雄 様 南おづつみ園(春日部)

齋藤 勝 様 株式会社鷺宮製作所(鷺宮)

社団法人埼玉県法人会連合会功労者表彰状

高橋 靖 様 イハシマルイガス株(春日部)

2. 社団法人春日部法人会・会長感謝状

ア. 功績顕著な支援団体

関東信越税理士会春日部支部 様

大同生命保険相互会埼玉支社

春日部営業所 様

金融機関

埼玉縣信用金庫 岩槻支店 様

株式会社あさひ銀行 久喜支店 様

株式会社武蔵野銀行 久喜支店 様

埼玉縣信用金庫 蓮田支店 様

埼玉縣信用金庫 白岡支店 様

株式会社あさひ銀行 菖蒲支店 様

株式会社あさひ銀行 庄和支店 様

株式会社武蔵野銀行 庄和支店 様

イ. 功績顕著な加入協力者

佐藤 至廣 様

株式会社サンライト建設(春日部)

尾堤 英雄 様

有限会社おづつみ園(〃)

深作 旭 様

深作設備工業株式会社(久喜)

小川 健一 様

株式会社サンケイ(杉戸)

時澤やよひ 様

大同生命保険相互会埼玉支社春日部営業所

八木 和子 様

大同生命保険相互会埼玉支社春日部営業所

3. 社団法人春日部法人会・会長表彰状

(高加入率達成)

金賞

銀賞 岩槻支部 久喜支部 栗橋支部

銅賞 幸手支部 宮代支部 鷺宮支部

杉戸支部

努力賞 菖蒲支部

敢闘賞 蓮田支部 菖蒲支部

会員増強による表彰

1. 社団法人春日部法人会・会長表彰状

ア. 増強目標達成支部(達成率順)

庄和支部 岩槻支部 蓮田支部

春日部支部 久喜支部 白岡支部

イ. 功績顕著な加入協力者

株式会社あさひ銀行 岩槻支店 様

株式会社武蔵野銀行 岩槻支店 様

埼玉縣信用金庫 春日部支店 様

株式会社あさひ銀行 春日部支店 様

株式会社武蔵野銀行 春日部支店 様



会員増強表彰

功績顕著な加入協力者

代表 あさひ銀行岩槻支店殿

リサイクル、無公害を考えたこれからの新しい梱包・包材を提案していきます

富士梱包資材株式会社

☎ 0480-22-7987(代)

〒346-0005 埼玉県久喜市本町4-6-16大宮栗橋線側・久喜警察署となり

法人会活性化貢献表彰

社団法人春日部法人会・会長感謝状

1. 支部（会費収納率100%達成）
 - 栗橋支部 杉戸支部 庄和支部
2. 活性化協力者
 - 伊藤 茂 様
株式会社 芳美堂印刷（春日部）
 - 田中 潤一 様
株式会社 東 美（"）
 - 涌井 甫幸 様
株式会社 イ シ ク ラ（岩 槻）
 - 遠藤 正義 様
株式会社 カネショー（"）
 - 瀧原 悦代 様
株式会社 瀧原材木店（久 喜）
 - 鈴木 逸郎 様
寒 梅 酒 造 株式会社（"）
 - 岩崎 正吉 様
有限会社 しょうべい（蓮 田）
 - 花輪 智由 様
株式会社 花 輪 工 業（幸 手）
 - 海老原健三 様
株式会社 海健プロパン（宮 代）
 - 井上 昭助 様
株式会社 井上工務店（白 岡）
 - 加藤 久雄 様
有限会社 たからや加藤製作所（菖 蒲）
 - 小森谷治夫 様
有限会社 小森谷商店（栗 橋）
 - 野村 徳明 様
有限会社 プティックテクノ（鷺 宮）
 - 高岡 亨 様
株式会社 伊 丹 美（杉 戸）
 - 吉田 規夫 様
株式会社 ヨ シ ダ（庄 和）

福利厚生制度推進功績表彰

社団法人春日部法人会・会長感謝状

1. 支部
 - (1) 大型保障制度新規企業推進目標達成
春日部支部 岩槻支部 蓮田支部
菖蒲支部 庄和支部
 - (2) 大型保障制度既加入企業推進目標達成
幸手支部 菖蒲支部 鷺宮支部
杉戸支部 庄和支部
2. 福利厚生制度推進協力者
 - 田中 潤一 様
株式会社 東 美（春日部）
 - 松永 功 様
株式会社 松 永 建 設（岩 槻）
 - 河津 穎修 様
宗教法人 浄 源 寺（"）
 - 大熊 昭祐 様
株式会社 埼玉原種育成会（菖 蒲）
 - 森本 勇 様
株式会社 エムケーツール（幸 手）
3. 保険推進員
推進加入成約数優秀推進員
 - 西村しづ子 様
大同生命保険相互会社埼玉支社春日部営業所
 - 田中麻衣子 様
大同生命保険相互会社埼玉支社春日部営業所
 - 時澤やよひ 様
大同生命保険相互会社埼玉支社春日部営業所
 - 榎本 芳子 様
大同生命保険相互会社埼玉支社春日部営業所

退 任 役 員 感 謝 状

中島 福治 様
株式会社 野 口 建 設（宮 代）

お説教の日・毎月 第一土曜日 第三土曜日（浄源寺会館）午後一時より

浄土真宗本願寺派（西） ^{がんげつ} 嵩月山浄源寺

〒339-0052 岩槻市太田1丁目10-14（岩槻商業高校通り）

TEL 048-756-0823

FAX 048-756-0975

青年部会総会

平成12年5月24日(水) 午後4時～
於 春日部市民文化会館



議長 菊池部会長

春日部税務署より古澤副署長、本間第一統括官を、奥山大同生命春日部営業所長・村田副会長・判菖蒲支部長・土屋女性部会長をお迎えし、盛大に開催した。

議事

(1) 第1号議案

平成11年度事業報告

及び収支決算報告承認の件

監査報告

(2) 第2号議案

平成12年度事業計画(案)

及び収支予算(案)承認の件

(3) 第3号議案

役員の変更について

上記全ての議案が承認可決され、平成11年度決算より支部の収支・残高を社団の青年部会として連結決算を行ない、さらに社団親会の決算に連結することとした。

第三号議案においては新役員に、幸手支部増田順一氏〔(株)日本ウオーターテックス〕・宮代支部手島 互氏〔テシマ測量設計(株)〕の2名が選任されました。



春日部税務署古澤副署長あいさつ

女性部会総会

平成12年5月16日(火)

於 春日部市民文化会館

春日部税務署より古澤副署長、本間第一統括官を、さらに山下大同生命埼玉支社推進課長、松永会長、菊池青年部会長をお迎えして下記の通り開催した。

第一部 記念講演

「介護が必要になったときの対処法」

～介護の実態を探る～

大妻女子大学人間関係学部

福祉学科助教授 是枝祥子先生



第二部 総会

議事

第1号議案 平成11年度事業報告

及び決算報告承認について

監査報告

第2号議案 平成12年度事業計画(案)

及び予算(案)承認について

上記全ての議案が満場一致で承認された。

特に今年度は女性部会の10周年にあたり、11月14日に10周年記念式典を行なう予定であり、部会員多数の出席をお待ち致します。



土屋部会長あいさつ



来賓の皆様

平成12年度 税制改正

I 《法人会の税制改正要望の主な実現事項》

平成12年度改正では、景気を本格的な回復軌道に乗せる観点から、民間投資等の促進及び中小・ベンチャー企業の振興を図るための措置が講じられるとともに、年金税制、法人関係税制等についても社会経済情勢の変化等に対応するため所要の措置を講じることとされました。

この改正により、同族会社の留保金課税の一部停止、相続税における非上場株式の評価方法の適正化など、私ども法人会が強く要望した地域社会を支えている中小企業を支援する税制改正が行われたことは評価できます。しかしながら、国・地方合わせて600兆円を超える長期債務残高を抱えるなど厳しい財政状況の下で、改正は小幅なものとなり、相続税の最高税率の引き下げ等、抜本的改革は今後の課題として残されることとなりました。

1 法人税制

(1) 同族会社の留保金課税の特例の創設

ベンチャー企業・中小企業を支援する観点から、2年間の時限措置として、次の法人については、同族会社の留保金課税を適用しないこととされました。

- ① 設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社
- ② 新事業創出促進法の認定業者（主務大臣の認定を受けた計画に係る新事業開拓を実施するもの）

(2) 特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設

- ・エンジェル税制の対象となる特定株式について、上場等の日において3年超保有した株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡した場合、一定の要件の下で、譲渡所得等の金額を2分の1として課税する特例が創設されることとなりました。
- ・現行の創業者利益の特例（注）と合わせて、本来の税負担に比し税負担が4分の1に軽減されることとなります。

（注）上場等の日において3年超保有した株式をその上場等の日以後1年以内に譲渡した場合に、譲渡所得等の金額を2分の1として課税する特例。

(3) パソコン減税、中小企業投資促進税制、中小企業技術基盤強化税制の適用期限の延長

- ① 特定情報通信機器の即時償却制度（パソコン減税）
個人事業者や法人が、100万円未満のパソコン等の情報通信機器を取得した場合、取得価額の全額損金算入が認められる特定情報通信機器の即時償却制度の適用期限が1年間延長され、平成13年3月31日の取得まで適用されることとなりました。
- ② 中小企業投資促進税制（機械装置、一定の器具備品等を取得した場合の30%の特別償却または7%の税額控除の選択適用）の適用期限が1年間延長され、平成13年5月31日まで適用されることとなりました。
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の特例（試験研究費の税額控除率を10%に引き上げ）の適用期限が1年間延長され、平成13年3月31日までに開始する事業年度まで適用されることとされました。

2 土地・住宅税制

(1) 固定資産税及び都市計画税の改正

① 平成12年度評価替えに伴い、平成9年度評価替えに引き続き、次のとおり負担水準の均衡化措置が実施されることとなりました。

- ・商業地等 負担感の高い商業地等に配慮し、以下の措置が講じられます。
 - 税負担の上限が80%から、3年間で次のとおり引き下げられます。
 - ・平成12年度及び13年度 負担水準75%
 - ・平成14年度 負担水準70%

※ 負担水準＝（前年度の課税標準額／当該年度の評価額）×100（%）

② 著しい地価下落に対応した臨時的な税負担据置措置

都市部を中心とした大幅な地価の下落による納税者の負担感に配慮し、平成9年度から講じられている臨時的な税負担の据置措置が次のとおり継続されることとなりました。

税負担が上昇する土地であっても、次の2要件をいずれも満たすものは、税額を据え置くこととされました。

- ① その土地の負担水準が商業地等は45%以上、小規模住宅用地は55%以上、一般住宅用地は50%以上であること。
- ② その土地の平成9年度の評価額に対する新評価額の下落率が全国平均（マイナス12%）以上であること。

3 相 続 税 制

(1) 取引相場のない株式の評価方法の適正化

① 類似業種比準方式の改正

類似業種比準方式による評価方法について、純資産（簿価）のウエイトが引き下げられました。

（改正前）

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産（簿価）比準値}}{3} \times \text{斟酌率}$$

※ 斟酌率=0.7（一律）

（改正後）

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産（簿価）比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$$

※ 斟酌率：小会社=0.5、中会社=0.6、大会社=0.7

（注）利益比準値がゼロの場合には、分母を3とする。

② 斟酌率（0.7）も次のとおり引き下げ（大会社を除く）られることとなりました。

	小会社	中会社			大会社
		小	中	大	
類似業種比準方式のウエイト	50%	60%	75%	90%	100%
斟酌率（改正前）	0.7				
斟酌率（改正後）	0.5	0.6			0.7

③ 小会社の従業員基準の引き下げ

小会社の従業員基準について、次のとおり引き下げられることとなりました。

（改正前）会社規模区分の判定要素のうち小会社の従業員数基準は10人以下

（改正後）従業員基準につき10人以下 → 5人以下

（これに伴い、小会社の一部 → 中会社の小となります。）

④ いわゆる2要素ゼロの会社の評価方法の改正

2要素ゼロの会社の評価方法について、次のとおり改正されることとなりました。

（改正前）配当、利益、純資産（簿価）のうち、いずれか2要素が3期（純資産については2期）連続ゼロの場合には、いずれの規模の会社も類似業種比準方式の利用は不可（純資産価額方式による評価）

（改正後）類似業種比準方式の利用不可 → 類似業種比準方式と純資産価額方式の併用（類似業種比準方式のウエイトは会社の規模にかかわらず25%）可能

（注）3要素がゼロの場合は、純資産価額方式による。

○ 前記①～④の改正は平成12年分の相続税・贈与税から適用される予定です。

(2) 相続税の延納利子税率の引き下げ

相続税の延納の利子税率が次のとおり引き下げられることとなりました。この税率は既存の延納者にも適用されます。

不動産・株式等の割合	平成11年12月まで	平成12年1～3月	平成12年4月以降（改正後）
75%以上	4.2%	2.5%	2.2%
50%以上	5.4%	3.3%	2.2%
50%未満	6.6%	4.0%	3.6%

（注）平成12年4月1日以降の期間に対応する利子税について適用。

4 所得税制

- (1) 年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の額の割増（10万円加算）の特例が廃止されることとなりました。
改正前 48万円 → **改正後** 38万円；平成12年分以後の所得税に適用。
- (2) 個人住民税の所得割及び均等割の非課税限度額の引き上げ
 低所得層の税負担に配慮するため、平成12年度分以後の個人住民税所得割及び均等割の非課税限度額が次のとおり1万円引き上げられることとなりました。
- ① 所得割の非課税限度額
改正前 所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額31万円
改正後 所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額32万円
- ② 均等割の非課税限度額
改正前 所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額18万円
改正後 所得金額 ≤ 35万円 × 家族数 + 加算額19万円
 (注) ①と②の加算額は、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合のみ加算されます。

5 年金税制

- (1) 確定拠出型年金制度（仮称）に係る税制上の措置
 確定拠出型年金の創設に伴い、同制度の拠出、運用、給付の各段階について、次の措置が講じられることとなりました。
- ① 拠出段階
- イ. 企業型年金の事業主掛金については、損金（必要経費）算入が認められます。
- 企業型年金の企業の拠出限度額
 - ・ 厚生年金基金・適格退職年金等未実施の場合 年43万2千円
 - ・ 厚生年金基金・適格退職年金等実施の場合 年21万6千円
 - ロ. 個人型年金の加入者掛金については、全額所得控除の対象とされます。
 - 個人型年金の拠出限度額
 - ・ 自営業者等（国民年金第1号被保険者）の場合 年81万6千円
 - ・ 厚生年金基金・適格退職年金等・企業型の確定拠出型年金の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）の場合 年18万円
- ② 運用段階
 事業主掛金及び個人型加入者掛金並びにその運用益を対象として、特別法人税が課税されます。ただし、特別法人税は、平成11年4月より2年間課税停止中となっています。
- ③ 給付段階
 分割（年金）払いの老齢給付金（雑所得）が公的年金等控除の対象とされるほか、一時金払いの老齢給付金は退職手当等とみなされます。

II ～ 要望事項以外の主な改正事項 ～

1 土地・住宅税制

- (1) 住宅ローン税額控除制度の改正
 平成11年から実施されている次の住宅ローン税額控除制度については、適用期限を半年間延長し、平成13年1月から6月までの間に居住の用に供した場合にも適用されることとなりました。
- 平成13年1月1日～6月31日までの居住分
 《控除期間15年間》
- | | |
|---------------|---------------|
| (住宅借入金等の年末残高) | (適用年・控除率) |
| 5千万円以下の部分 | 1～6年目： 1% |
| | 7～11年目： 0.75% |
| | 12～15年目： 0.5% |
- 平成13年7月1日～12月31日までの居住分
 《控除期間六年間》
- | | |
|----------------|-------|
| (住宅借入金等の年末残高) | (控除率) |
| 2千万円以下の部分 | 1% |
| 2千万円超3千万円以下の部分 | 0.5% |

第 5 回 初級社員 職場のマナー研修会

平成12年5月10日(水)
於 春日部市民文化会館
講師 A I U 保険会社リスクエンジニアリング部

従来春には新入社員研修会を、秋には女性社員研修会を実施していたが、昨今の経済状況を勘案し、新入社員とか女性社員を限定せず男女初級社員を対象に行なったもので、今回で5回目となる。

会員企業の成長には人材育成が欠かせません。社員の対応は、企業のイメージを大きく左右します。職場で一般的に行なわれているマナーについて自分の行動を振り返り、電話対応、来客対応、お茶の出し方、上座下座の関係、等を実践しました。最後に法人会で作成した「ビジネスマナー物語」により、組織人としての役割を再認識してもらいました。

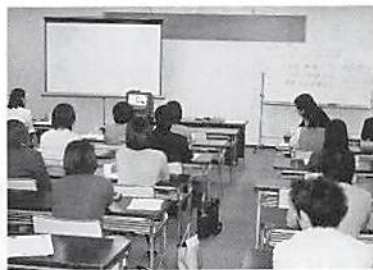
又、この研修で使用したビデオを始め、その他のビデオも貸出も致しますので、是非社内研修等でご利用下さい。



お茶を出す時の注意



名刺の受け方・渡し方



ビデオ研修
「ビジネスマナー物語」

決算期別税務講習会開催!!

3月・4月・5月の決算法人を対象に法人税及び消費税についての講習会を下記の通り開催しました。

日時・会場等

月 日	時 間	講 習 会 場
4月27日 (木)	午前10時 ～12時	春日部市商工会館 3階 会議室
	午後2時 ～4時	久喜総合文化会館 広域文化展示室
4月28日 (金)	午前10時 ～12時	春日部市商工会館 3階 会議室
	午後2時 ～4時	岩槻市中央公民館 2階 研修室



春日部及び
岩槻会場
小林康宏先生

久喜会場
植田俊英先生



春日部会場
春日部税務署
丸山上席調査官

創業80年



株式会社

花勝葬祭

本 社 / 春日部市粕壁2-7-29 TEL 048(754)2154

FAX 048(754)6869

フリーダイヤル 0120-447-444

北春日部会館 / 春日部市小淵1241番地 TEL 048(763)1234

＝ 想うがまゝ ＝ その1

「頑張ってます！ 蓮田支部女性部会」

蓮田支部女性部会長

今井ゴム工業(株) 今井 久代

いよいよ初夏、なぜか気持ちの上でも開放的にエネルギーになる。またあちらこちらで総会の声を耳にする季節になりました。私達女性部会の現況に少々ふれさせていただきます。運営につきましては、親会からの助成金、会員負担金、年会費、保険手数料等を基に独自に行って居ります。もちろん総会も開催します。特徴と云いますと相互の親睦と会の発展を皆で前向きに真剣に考えます。これには会員の方に頭の下がる思いです。2、3の行事を紹介しますと、(1)季節の良い頃、ゴルフコンペを行い4組位の参加者がありバスにてゴルフ場に向います。優勝杯も親会の支部長さんに心配していただき、一日を楽しく過ごして来ます。いつも初心者大歓迎です。(2)総会、新年会には必ずゲストの方をお招きして、税務、市税、金融関係、こんな事を勉強しております。今期の総会には

企業発展のため健康づくり、腰痛体操、救急処置、お話と実践で勉強しました。(3)社会貢献については、小さな国際協力として古着のリサイクルと回収を行っております。回収した古着は一部は国内でバザーウエスの転用、一部は貧国のスリランカ、バングラディッシュの学校建設、トイレ建設、一部は国内病院などで使用します。

また、使用済み切手の回収も行い、これは身障者の絵画に利用します。こんな事を年間を通して行っておりますが、先日も、大田原法人会の女性部会の方から協力したいと云う連絡があり今から楽しみに心豊かな気持ちです。

今後も会員の健全な意見を大事に運営していきたいと思えます。



▲前列左より3番目が私です
女性部会ゴルフコンペにて

＝ 想うがまゝ ＝ その2



「準備の大切さ」

久喜支部

寒梅酒造株式会社 鈴木 逸郎

さる3月16日の朝、NHKの「おはよう日本」の生中継放送が当社にて行なわれました。これは私が提案して、埼玉県酒造組合にて多くの人々の協力により新製品として開発した日本酒「吟子」と「彩子」の紹介取材番組でした。当社にとって、生中継番組は、初めての体験でしたが、その準備の周到さにはびっくり。わずかに4～5分間の放送でしたが、事前打合せを3日間にわたり行ないました。内容の確認・打合せ、中継する場所の設定、電波発信のセッティング、レポーターと私とのやりとりのチェック、

音声や照明のチェック等々。そして、NHKのスタッフは、レポーター、ディレクターを含め10人。生放送の為、前日より久喜市内のホテルに全員宿泊。当日の朝は、放送開始の2時間前の5時30分に集合、スタート。前日と合わせて、くり返えされるリハーサルは、10回近く。そして、1秒の狂いもないように、調整されていくのです。当初、私が話す時間は、1分間の予定でしたが、当日になって、20秒ということになり、コンパクトにまとめるのにひと苦労。こんな具合で、本番が終了した時は、皆で歓声。

「生中継」という、失敗の許されない、一瞬にかける仕事のあり様を体験して、改めて、その準備の大切さを感じた1日でした。私達の毎日毎日の仕事も、常に本番の連続です。自分の信念にもとづく仕事をなし遂げるには、周到な準備をたえず継続する大切さをかみしめる貴重な機会になったようです。

支部だより

蓮田支部

商工会さくらまつりへ参加

春爛漫五分咲きの桜並木の下、元荒川河川敷公園において開催された商工祭さくらまつりへ「花と緑いっぱい運動」の推進と法人会活動のPRを兼ねて出店参加いたしました。当日はパンジー、デージー等花の苗の無料配布と法人会事業PRチラシの配布を致しました。500個あ

まり用意していた花の苗は瞬く間に無くなり、支部役員も嬉しい悲鳴を挙げていました。時折強く舞う春風の中いつまでも朗らかな笑い声が絶えない楽しいイベントと成りました。



支部総会特集

〈蓮田支部総会〉



H. 12. 5. 17(水)
於 魚庄別館会議室

〈鷲宮支部総会〉

H. 12. 5. 19(金)
於 鷲宮町商工会
2F 研修室
町長始め多数のご
出席のもと盛大に
開催した。



〈春日部支部総会〉



H. 12. 5. 18(木)
於 春日部市商工会館



〈幸手支部総会〉

H. 12. 5. 26(金)
於 ホテル
グリーンコア
会議室

〈岩槻支部総会〉

H. 12. 5. 23(火)
於 ほてい家
会議室



〈宮代青年部会総会〉



H. 12. 5. 24(水)



〈宮代支部総会〉

H. 12. 5. 29(月)
於 とね会議室

〈白岡支部総会〉



H. 12. 5. 29 (月)
於 白岡町コミュニティセンター

〈杉戸支部総会〉



H. 12. 5. 27 (土)
於 和泉屋会議室

〈久喜支部女性部会総会〉



H. 12. 5. 25 (木)
於 久喜中央公民館
総会終了後春日部税務署法人税第1
部門本間統括官を講師として“税金あ
れこれ”の研修会を行ないました。

〈久喜支部総会〉



H. 12. 6. 2 (金)
於 三高サロン会議室

お届け料理の
パーティーイベント企画

はちく
八竹

048-799-1255
ご予約・ご注文はお早めに...

ワイヤメッシュ・パイルジョイント・建築金物・鋼材

株式会社 **栗原金物**

栗原 喜一
埼玉県幸手市中2-2-4
電話 0480(42)1810 (代表)

<p>春日部漢方センター</p> <p>店舗全景 / 春日部市谷原2-7-16</p>	<p>美顔</p> <p>漢方エステ！ 遠くからわざわざ訪ねて来る その場で違いがわかる。</p> <p>美顔 ¥2,800</p>	<p>やせる</p> <p>◎髪の毛1本で 貴方の肥満遺伝子 (DNAレベル)での 体質検査をいたします。 臨床検査技師 矢野間道明 管理薬剤師</p>	<p>1ヶ月で 3キロもやせた</p> <p>宿便浄化減量法 マイクロダイエット</p> <p>☎(761)2030 朝10時～夜7時迄(定休→火曜・祝) 春日部第一薬局</p>
---	---	---	---

《厚生委だより》

(I) 大同生命保険相互会社

埼玉支社 春日部営業所
TEL 048-734-3371 FAX 048-739-1156

法人会の社員保障プラン5の 発売について

万一、労災事故が起こったら…

政府労災では、企業の賠償責任をカバーしきれません。

万一、従業員がなくなったら…

死亡退職金・弔慰金が大きな負担になり、企業にとっての人的損失につながります。

このような場合、ご安心下さい。

法人会ならではの、メリットがいっぱい!!

- ① 生命保険部分は、就業時間に限らず、24時間・365日保障。
- ② 傷害保険部分は、就業時間中をさらに大きな保障でカバーします。
- ③ 会員向けに割安な保険料。
- ④ 死亡退職金・弔慰金などの財源となります。
- ⑤ 法人が負担した保険料は全額損金算入できます。

詳しくは、当社の営業推進員にお尋ね下さい。
ただ今、助成金のアンケート実施中!!

(III) AIU 保険会社

大宮支店 048-641-7510 FAX 048-649-2377

男女雇用機会均等法と雇用慣行賠償責任保険 (俗称 セクハラ保険)

昨年の4月1日に施行された男女雇用機会均等法(以下「均等法」と言います。)は、雇用における男女間に存在する性差別を更に解消する趣旨で改正が行われています。主な要点は下記のとおりで。

1. 募集・採用、配置・昇進・
教育訓練における差別の禁止
2. 調定開始要件の緩和、
不利益取り扱いの禁止
3. 雇用慣行における
差別撤廃勧告を無視する企業名の公表
4. セクシャル・ハラスメントの
予防義務規定の導入

今回の均等法の改正は、男女間の性差別撤廃を強化するため、「努力義務」から「禁止」へと規定を明確化したこと、被害者の泣き寝入りにならないよう調定は双方の同意でなくても一方の申請でも可能とし、報復措置を禁止し、かつ、差別撤廃勧告違反の企業名を公表する等の懲罰制度を追加したことおよび性差別の顕著な例とされているセクシャル・ハラスメントに関する予防努力義務規定を新設したことがポイントとなっています。

(III) アメリカンファミリー生命保険会社

埼玉支社 048-645-1245

〈がん〉の悩みしっかり受け止めます。

『がん電話相談』

がん電話相談は、〈がん〉に関する悩みや不安、疑問に直接電話で回答するサービス。病気に関することは癌研究会附属病院の担当医師が、心に関することは専任カウンセラーが丁寧にお応えします。

*医学的な専門知識を要する場合は、改めて日時を指定の上、専門の医師が回答するシステムです。

〈法人会専用電話〉

フリーダイヤル 0120-889-347

毎週金曜日 11:00~15:00

〈一般電話相談〉 (通話料金は相談者負担)

Tel 03-3918-0110

毎週月曜日~木曜日 11:00~14:00

お気軽にお電話ください。

分譲住宅・土地分譲・注文住宅

有限
会社

大 業 宅 建

埼玉県南埼玉郡白岡町千駄野1333-12
TEL 0480(92)5017 FAX 0480(93)1400

税に関する意見・要望は国税モニターへ

税については多くの方が、いろいろなご意見やご要望をお持ちのことと思います。税務署では皆さんと税務署のパイプ役として、国民の方々の中から国税モニターを委嘱しています。皆さんのご意見をお近くの国税モニターにお寄せください。平成12年度の春日部税務署の国税モニターは次の方々です。



原 里子氏
春日部市大場1525
048(735)5095



多ヶ谷 章子氏
岩槻市本町2-1-31
048(756)0133



松井 洋子氏
岩槻市加倉2-7-24
048(756)5911



土橋 克美氏
蓮田市東3-7-3
048(768)1031



田中 貞二氏
春日部市小淵702-6
048(752)6992



吉岡 まさえ氏
春日部市花積267-2
048(754)0637



小澤 正美氏
鷲宮町鷲宮2-8-13
0480(58)1193



佐藤 勝子氏
庄和町西金野井185-16
048(746)0476

平成12年度会費の自動振替のお知らせ

平素より当法人会活動につきましてご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。新年度を迎え、平成12年度分の会費を納入頂く訳ですが、その手続きとして自動振替のシステムを導入致しております。(実施可能な支部より順次導入中です。)
会員の皆様には手数料はかからず、以後の手数はなくなりますので事務の合理化、経費の節減が図れます。是非会費自動振替のお手続きを頂きます様お願い致します。

記

- 自動振替手続き済分の会費引落しは、平成12年6月5日(月)に引落し致しました。後日領収書をお送り致します。何らかの都合により引落し不能であったものについては、7月5日(水)に再度引落しの手続きを行ないますので、その日迄に、引落しできる様準備をお願い致します。
- これから自動振替の手続きをする会費
- 自動振替手続後翌々月5日に、平成13年度以後の年会費については毎年6月5日に自動引落しになります。(引落し日が休日の場合は翌営業日となります。)
- 自動引落しの手続きを頂けない場合
お送りする会費納入依頼書(請求書)及び銀行振込用紙にて銀行の窓口で振込の手続きをお願い致します。

訂正とお詫び

前号(92号-平成12年4月号)に誤りがございましたので慎んでお詫び申し上げますと共に訂正をお願いいたします。

5頁 上より2行目

誤 松田春日部税務署長
正 瀧春日部税務署長

12頁 右側幸手支部県外研修会写真説明

誤 中村副支部長挨拶一削除
15頁 広告富士梱包資材株式会社
誤 社名・郵便番号・電話番号
正 富士梱包資材株式会社
〒346-0005 ☎ 0480-22-7987
16頁 平成12年度会費自動振替日
誤 6月7日(月)
正 6月5日(月)

ご寄稿ありがとうございました。

広報委員会：加藤・川崎・伊藤・富田・栗原・吉田・瀧澤・秋場・栃原・進藤・大塚・坂居・木村・染谷・松岡